消費者委員会とは

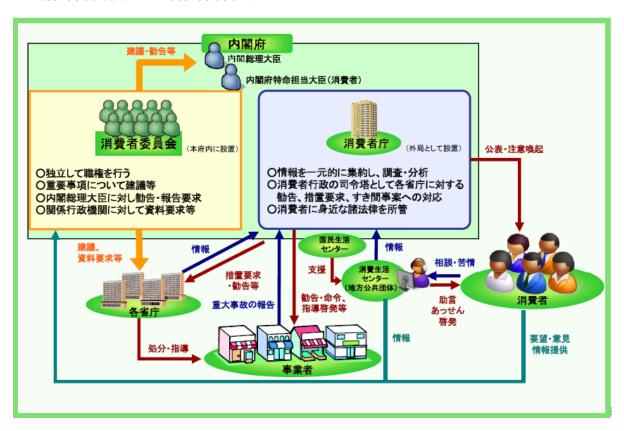
消費者委員会(以下「委員会」という。)とは、消費者の意見が直接 届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた関係省庁の消 費者行政全般に対して<u>監視機能を有する、独立した第三者機関</u>として設 置。

委員会の委員は10人以内とし、任期は2年。勤務形態は非常勤(委員長は、河上正二東京大学大学院教授)。

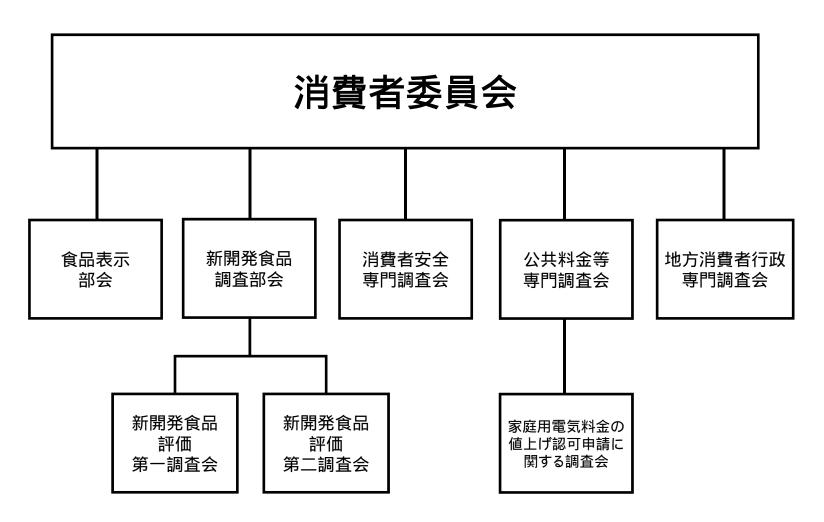
(所掌事務)

- (1)消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要 事項に関し、<u>自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者</u> 庁長官に建議する。
- (2)内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者 の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を 調査審議する。
- (3)消費者安全法の規定により、<u>内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、</u> これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規 定によりその権限に属させられた事項を処理する。

消費者委員会と消費者行政



消費者委員会審議体制



(注1)上記以外に「個人情報保護専門調査会」、「公益通報者保護専門調査会」、「集団的消費者被害救済制度専門調査会」が 存在するが、第2次消費者委員会の発足以降における活動実績はない(平成25年1月現在)。

消費者委員会委員名簿

(新任) 早稲田大学政治経済学術院教授

稲

(委員長代理)山

田

吉

緋

裕

昭

(平成25年4月1日現在)

	1111	WEL	ľΒ	нП	(341 177)	一相四八子以111277子[1][77.45][2
	小	幡	純	子	(新任)	上智大学法科大学院教授
(委員長)	河	上	正	=	(新任)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	Ш	戸	惠	子	(再任)	ジャーナリスト
	田	島		眞	(再任)	実践女子大学生活科学部教授・学長
	夏	目	智	子	(新任)	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	細	Ш	幸	_	(新任)	日本女子大学家政学部教授
	村	井	利	彰	(新任)	株式会社ニチレイ代表取締役社長

広 (再任) 弁護士

以上10名

(注)河上正二委員、田島眞委員、山口広委員は、衆・参の附帯決議に基づき、常勤的 に勤めることが可能になるように人選した委員である。

直 美 (新任) 特定非営利活動法人くらしのサポーターズ副理事長

第2次消費者委員会 委員プロフィール

稲継 裕昭(早稲田大学政治経済学術院教授)



略歴

昭和58年、京都大学法学部卒業。平成13年、京都大学博士(法学) 取得。昭和58年、大阪市市役所勤務。平成8年、姫路獨協大学法学部 助教授。平成12年、大阪市立大学法学部助教授、平成13年大阪市立 大学教授、平成17年大阪市立大学法学部法学部長。平成19年より現 職。放送大学客員教授。

メッセージ

専門は、行政学、地方自治論、行政組織論、人事行政学で、消費者行政を集中的に研究してきたことはあまりありませんでした。しかし、平成22年から消費者委員会専門委員に任命されて地方消費者行政専門調査会にかかわらせていただき、同年9月からは座長を任命されて、平成23年4月に報告書を提出いたしました。この間、多くの地方自治体を訪問させていただき、現場で従事する方の声を聴く機会を多く持ちました。感じたのは、自治体によって対応が大きく違い、その点をどう考えるかという点です。分権の時代の自治事務なのだから国の関与は最小限にすべきなのか、いや、ある程度全国的な統一的な体制が必要だと考えるのか。専門調査会での議論の末、調査会報告にまとまったわけですが、今後も、地方消費者行政をはじめとする消費者行政について考え、研究し、委員としての務めを果たしていきたいと思います。

小幡 純子(上智大学法科大学院教授)



略歴

昭和55年、東京大学法学部卒業。同年、東京大学法学部助手。昭和61年上智大学法学部専任講師、昭和63年上智大学法学部助教授、平成7年上智大学法学部教授、平成16年上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)教授、平成21年より現職。官民競争入札等監理委員会、東京都公益認定委員会、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の委員を務める。

メッセージ

現在、上智大学・法科大学院で、行政法・地方自治法などを教えています。今期から、新たに消費者委員会の委員を拝命することになり、大変光栄に存じます。私の専門は、法律の中でも、「行政法」ですが、消費者委員会は、行政組織が縦割りに区分されている中で、「消費者」という視点から民間の委員が横断的に監視するという、行政法の観点からも大変興味深く、きわめて重要な役割を担っていると思います。

消費者にかかわる様々な問題の法的解決には民事的手法と行政的手法の双方が必要ですから、消費者の皆様からご意見・情報を豊富にお寄せいただき、消費者行政として必要な取組みが的確になされているか、不十分であれば今後どのような対応がとられるべきか、さらに、制度的に、問題解決のためにいかなる法整備をしていくべきかなどについて、消費者委員会としてしっかり監視し、できるだけ迅速に、解決に向けた検討を進めていきたいと思っております。

河上 正二(東京大学大学院法学政治学研究科教授)



略歴

専門は民法、消費者法、医事法。昭和50年金沢大学法文学部卒業。昭和57年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了(法学博士)。同年千葉大学法経学部助手、昭和59年同助教授。平成2年東北大学法学部助教授、平成5年東北大学法学部教授、平成12年東北大学大学院法学研究科教授。平成20年より現職。法制審議会幹事、国民生活審議会専門委員、仙台市消費生活審議会委員、第21次東京都消費生活対策審議会委員などを歴任。

メッセージ

消費者委員会の委員の一人として、多くの課題を抱えつつ、責任の重大さを痛感しています。国の消費者行政全体を監視することも重要ですが、現実に次々と生起する様々な消費者問題に対して迅速かつ的確に対処できるよう、消費者庁をはじめ国民生活センター、地域の消費者センターなどともしっかりと連携協力体制を組んで、情報や問題意識を共有しながら頑張っていきたいと考えています。とくに、日々、消費者と向き合っている相談員の方々の生の意見も十分に汲み上げて行かねばなりません。また、発生した問題への対処だけでなく、被害の未然防止や未来の消費者市民となるべき子供達に対する消費者教育の問題にも積極的に取り組んで行ければと考えています。

委員、事務局一同、使命感と責任をもって課題に取り組んでまいりますので、皆様の温かい御指導・御鞭撻、御提言をお願い致します。

川戸 惠子(ジャーナリスト)



略 歴

昭和41年、東京放送(現TBSテレビ)入社。ニュースキャスターを経て、報道局政経部記者に異動。自治・建設・国土・郵政省等を担当するかたわら、選挙本部で選挙番組担当。

その後、報道局政治部担当部長や解説委員等を経て、現在は TBS テレビシニアコメンテーター兼選挙プロジェクト担当として、「国会トーク・フロントライン」(TBS ニュースバード)のプロデユーサー兼司会。

メッセージ

どうしたら消費者被害を防止し、救済できるのか、国と地方と一体となって新しいシステムを作ろうと、民間出身委員が知見を集めて悪戦苦闘した二年間だった。「政治は消費者問題に無関心」と言いたくなるほど担当大臣がころころ替わった二年間でもあった。協力して消費者問題にあたろうと思ったのに、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの役割分担が不明確なままの二年間だった。外に向かっての発信や行動が不十分な二年間でもあった。しかし、できたこともある。「自動車リコール問題」「有料老人ホーム問題」等々、建議や意見も発表した。惜しむらくは事務局が充実していればもっと沢山のことができたろう。引き続き二期目の委員となり新しい仲間も得た。この二年間の反省を踏まえて、消費者にとっても生産者にとっても「あってよかった!」と思われるような消費者委員会を作るために、今後も活動していきたい。

田島 眞 (実践女子大学生活科学部教授・学長)



昭和 46 年東京大学大学院農学研究科博士課程修了。同年農林省食糧研究所(現:独立行政法人食品総合研究所)入所。平成元年中国農業試験場、平成3年実践女子大学生活科学部教授、平成25年より実践女子大学・実践女子短期大学学長。

平成 16 年~21 年まで農林物資規格調査会委員(平成 21 年座長)、 平成 19~21 年まで表示に関する共同会議座長。(社) 日本食品科学工 学会長他学会役職多数。近著、「食品・栄養にまつわるホントとウソの Q&A」。

メッセージ

現在、実践女子大学生活科学部食生活科学科で教員を務めています。将来の消費者の中核となる学生の指導に日夜当たっています。消費者委員会委員に任じられる前は、農林水産省 JAS 調査会の会長として、また、農林水産省と厚生労働省共管の表示に関する共同会議の座長として、食品表示に深く係ってきました。消費者から見ると、現行の表示制度は分りにくいなど多くの問題をかかえています。その改善に力を尽くしたいと思っています。研究分野では、食品の持つ生理機能、具体的には青果物に含まれるポリフェノールが人体に及ぼす影響について調べており、その知識を特定保健用食品の審議にも生かしたいと考えています。消費者委員会の委員の中で、唯一、理系の人間であり、文系とはまた違った思考の仕方をもって委員会で発言をしていきたいと考えています。

夏目 智子(全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)



略歴

昭和 45 年、法政大学社会学部卒業。平成 13 年 9 月 NPO 法人ふぁみりあネット設立・理事長。平成 14 年静岡県地域女性団体連絡協議会会長、平成 17 年、全国地域婦人団体連絡協議会監査、平成 21 年より現職。経済産業省消費経済審議会(委員)、農林水産省独立行政法人評価委員会(委員)に参画。

メッセージ

全国地域婦人団体連絡協議会は、全国の加盟都道府県市団体を通じた地域婦人会/女性会、地域女性団体の全国ネットワーク組織です。団体の活動を通して見えてくるのは、暮らしの現場に寄り添った行政施策(消費者行政も含め)を進めて欲しいことです。

消費者問題に限れば、情報や法律にうとく、心優しい人たちが被害に遭うことに憤りを強く感じ、消費者被害の救済対策はもちろんのこと、さらには消費者市民としての教育や啓発の必要性を強く感じます。

私には、特に専門分野はありませんが、"必要であれば(住民が望むのであれば)何でも やる"NPO法人の活動体験を活かし、地域活動の中から生活者・消費者の抱える課題を幅広 く収集し、消費者行政に届ける役目を果たしてまいります。

安全・安心な暮らしを送るために、消費者委員会が消費者目線で3つの役割を果たすべく、私もその一員としての任に着きました。どうぞよろしくお願いします。

細川 幸一(日本女子大学家政学部教授)



略歴

国民生活センター商品テスト部で自動車などの商品テストに従事。 その後、同センター企画調整室、国際情報室等の勤務を経て現職。平成14年、一橋大学大学院法学研究科博士課程修了。専門は消費者政策、消費者教育。

メッセージ

現代社会に生きる我々全員が消費者です。それゆえにその声が集約されにくく、noizy minority たる特定の産業界の声に、silent majority である消費者の声がかき消され、政治の場に届かないことが多くあります。そうした声を政治に役立たせるのが消費者委員会の役割でしょう。しかしながら消費者の声が silent であり続けたら、消費者委員会も十分にその役割を果たせません。たとえ小さくても真実を語り、正義を求める消費者の声を種として何とか政治の陽を浴びて果実が実る木に育てていくのが私の使命と思っています。

村井 利彰 (株式会社ニチレイ代表取締役社長)



略歴

昭和 52 年、日本冷蔵株式会社(現株式会社ニチレイ)入社。平成 19 年、株式会社ニチレイ代表取締役社長、CSR 本部長兼株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長(現職)。

メッセージ

一般的には消費者と事業者は対立する立場として扱われがちですが、決して対立関係ではなく、目指す方向は同じと考えております。消費者と事業者が国民生活のより良い向上に資するという共通の目的に向かって、意見や知恵を出し合い取り組んでこそ、真の消費者行政につながると考えています。

今、日本経済はグローバル間競争の中で、大変厳しい時代を迎えております。現役の食品企業の経営者として、産業界が抱えている様々な問題・課題もお示ししながら、委員会で発言してまいりたいと考えています。

山口 広(弁護士)



略 歴

昭和47年東京大学法学部卒業。

弁護士 (第二東京弁護士会所属・東京共同法律事務所在籍)。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長(平成17、18年度)全国霊感商法対策弁護士連絡会事務局長(昭和62年から)

山一抵当証券被害弁護団やジーオーグループ被害弁護団の弁護団長、 日航機墜落事故(御巣鷹山)や中華航空機墜落事故(名古屋空港)の 被害者団の代理人などを担当。

メッセージ

第1次の2年間で、自動車リコールの運用政策、未公開株被害抑止、投資用マンションの悪質勧誘対策、有料老人ホーム等高齢者施設の入居一時金の改善、住宅リフォームのトラブル防止、インターネット関連の決済代行問題などに取り組んで、制度や運用の改善を実現しました。政府各分野の消費者政策に注文をつけて改善してもらうこともできました。発足したばかりの前例のない組織だったので、まさに暗中模索の2年間でした。

第2次は、消費者・被害者の生の声を国政に反映させる活動を、もっと機動力と発信力をもって展開する必要があります。私は、長年霊感商法など悪質商法の被害救済と被害抑止の活動をしてきました。行政側は、だまされたり、被害を受けた消費者の落度を指摘しますが、私は、悪質事業者が如何に巧妙で計画的組織的に消費者をその気にさせていくか

を見てきました。これを放置することは、健全な事業者の事業についてまで疑念をもたら し、経済の発展の阻害要因になります。消費者が少しでも安全に生活できるよう尽力しま すのでよろしくお願いします。

吉田 直美 (特定非営利活動法人くらしのサポーターズ 副理事長)



略歴

平成17年放送大学教養学部卒業。平成2年盛岡市職員、平成14年盛岡市消費生活センター主査(相談支援業務及び悪質商法対策、多重債務者対策等の施策形成を担当。)、平成22年6月盛岡市退職後、岩手弁護士会事務局長、NPO法人いわて生活者サポートセンターパーソナル・サポート事業部長を経て、平成23年4月より現職。

メッセージ

消費者行政は社会にある「悪」を小さくして、国民からの信頼を高める仕事であると考えます。そういうことから、消費者行政は社会の可能性とそこに住む人の幸福度を高めることにつながる、たいへんやりがいのある仕事であると言えます。また、社会の悪や世の中をよい方向に変えていくヒントやアイディアは「現場」にありますので、委員会活動にあたっては現場主義を貫きたいと考えております。

委員としての職務にあたっては、自らの生活の場や皆様からの情報などに基づき、くらしの中の「おかしなこと」、「変えなければいけないこと」などについて、他の委員の皆様と調査審議し、建議等を行うとともに社会的使命を帯びた消費者行政全般の監視役として今までの経験をいかんなく発揮できるよう、また、消費者市民社会の実現のため全身全霊取り組んでいきたいと思います。

国民の皆様からの情報はその活動の源となりますので、ご連絡・情報をぜひお寄せいた だければと思います。

消費者委員会の建議・提言等の概要と主な成果

2013年3月22日現在

1.建議(11件)

	建議	建議の概要	主な成果
1	「自動車リコール制度に関する建議」 (2010年8月27日) 【提出先】 ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣(消費者)	リカラ は いっぱい は いっぱい は いっぱい は いっぱい は いっぱい は いっぱい な いっぱい な いっぱい いっぱい な いっぱい は いっぱい	【国体 13 13 13 13 14 15 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16
2	「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」 (2010年12月17日) 【提出先】 ・厚生労働大臣	短期解約特例制度(いわゆる 90 日ルール)についての法制化・明確化 前払金の保全措置の徹底(直罰規定の導入、都道府県に対する効果 的な指導等の要請) その他規定の明確化等(指導指針の規定の実効性の確保・明確化、 消費者が情報入手・相談できる公 的な仕組みの整備)	老人福祉法において、有料老人ホームの短期解約特例制度を導入する内容の改正法案が成立(2012年4月施行)。 各都道府県担当部局長あてに、短期解約特例の未導入・前払金保全義務の不履行の問題について、報告徴収等による実態把握、改善命令を視野に入れた指導徹底を求める内容の通知を発出(2011年1月)。
3	「地方消費者行政の活性 化に向けた対応策につい ての建議」 (2011年4月15日) 【提出先】	「地方消費者行政活性化基金」や 「住民生活に光をそそぐ交付金」 等、国による地方に対するこれま での支援策に係る検証・評価 広域連携に対する国による支援 策の実施による相談ネットワー	第 64 回委員会(2011 年 8 月 5 日)において、"集中育成・強化期 間"後の地方消費者行政の充実・ 強化に向けた取組みの工程表を提 示。 「地方消費者行政活性化基金」

	Z ⋣ ≐≚	建築の物画	士かば田
	建議・内閣府特命担当大臣(消	建議の概要 クの充実	主な成果 の増額を 2012 年度当初予算とし
	費者)・総務大臣	PIO-NETの入力費用に対 する国の一定の負担の検討 地方における法執行体制の強化	て計上。 「集中育成・強化期間」後の地方 消費者行政の充実・強化に向けた 「消費者庁の取組」と「自治体へ の期待(提言)」をまとめた「地方 消費者行政の充実・強化のための 指針」を策定。
4	「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」 (2011年5月13日) 【提出先】 ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣(消費者)	都道府保 宇宙 神野で 神野で 神野で 神野で 神野で 神野で 神野で 神野で	国生の では
5	「消費者安全行政の抜本 的強化に向けた対応策に ついての建議」 (2011年7月22日) 【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消 費者) ・総務大臣 ・文部科学大臣 ・厚生労働大臣	重大事故等の情報の収集強化・収 集範囲拡大 緊急を要する事故情報の公表 事故発生後の効果的な注意喚起 等による回収策・被害拡大防止の 強化 誤使用・非重大事故情報に係る収 集・分析・活用 各事故情報の収集・分析・活用を 強化するための体制強化	消費者庁において、2011 年 11 月に「入手情報点検チーム」を設置し、情報の適切な処理とそれに基づく対応に努めている。 消費者安全法に基づく重大事故等の消防庁から消費者庁への通について、消防庁と消費者庁への通にあずる対象を、消防機関が製品で協議を行い、2011 年 2 月から、品知であると判断したものだけで、製品起因が疑われるものにも拡大して運用。 緊急を要する事故情報の公表として、2011 年 8 月 9 日に、こんに

	建議	建議の概要	主な成果
			やく入りゼリーが原因として疑われた窒息事故() 同 8 月 12 日にエア遊具による事故について、緊急の注意喚起がなされており、迅速な公表の姿勢が見られる。 ()後日、こんにゃく入りゼリーが原因ではなかった事故として追加公表済み。
6	「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」 (2011年8月26日) 【提出先】 ・国土交通大臣	消費者からの相談に一できる仕組のできる仕組のの構築地方自治体との連携による限済を情報の充実(リフォームに関すする情報の周子では、クロール・支援等の認済をでは、クロール・支援制度のの制度をでは、ののでは、クロール・支援制度ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	本のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
7	「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題に ついての建議」 (2011年12月21日) 【提出先】	健康被害等に関する情報の提供 と的確な対応 エステ等を利用する消費者の安 全確保のための措置 不適切な表示(広告)の取締りの 徹底	【厚生労働省】 都道府県等に対し、 医師法違 反者に対する行政指導、警察への 情報提供等を行うこと、 医師法 第 17 条に係る疑義が生じた場合、 医政局医事課宛てに照会するこ

	建議	建議の概要	主な成果
	・厚生労働大臣 ・内閣府特命担当大臣(消 費者)	美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底	と、 消費者行政部局から情報提供があった場合には、適切な対応を行うこと等を求める内容の通知を発出(2012年3月) 「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」報告書(平成24年3月6日取りまとめ)において示された方針に従い、医療機関のホームページの取扱いに関するガイドラインを作成(2012年9月28日公表)
			【消費者庁】 都道府県等(消費者行政担当部局)に対し、消費者からエステ・ 美容医療サービスに関連して、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、衛生主管部局(保健所、医療安全支援センターを含む。)への情報提供、消費者に対する衛生主管部局の相談窓口の紹介など、適切な対応を求める内容の通知を発出(2012年3月)
8	「公共料金問題についての建議」 (2012年2月28日) 【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・経済産業大臣 ・国土交通大臣	公共 では いき できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	【消費者方】 「消費 24年7月20日間報 一個報子 7月20日間報子 7月20日間 7月20日日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日間 7月20日日間 7月20日日間 7月20日間 7月2

ウ)運輸審議会における審議経過

を消費者に伝えるために提供す

共料金に関する研究会の提言を踏

まえ、適切に協議を実施。

べき情報(議事録、審議資料、公 聴会での意見の反映状況、審議会 への諮問を必要としないと判断 した理由等)の拡大について検 討、エ)消費者の権利・利益を十分代弁し得るという観点から、運 輸審議会の委員を選任すること、 及び運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」について、日常 的にその交通機関を利用する消 責者(利用者)を含めることにつ や利用者等の監視による効率を			
聴会での意見の反映状況、審議会への諮問を必要としないと判断した理由等)の拡大について検関する研究会の提言を踏まえ、対、エ)消費者の権利・利益を十分代弁し得るという観点から、運輸審議会の委員を選任すること、及び運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」について、日常的にその交通機関を利用する消費者(利用者)を含めることにつや利用者等の監視による効率を	建議	建議の概要	主な成果
を確保する観点から、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者 会議」における議論の結果等を踏まえた情報提供の実施と電気事業法第 23 条に基づく変更命令(値下げが確実に行えるよう法令等の見直しについて検討		でき情報(議事録、審議資料、会情報(議事録、審議資料、審議資料、審議資本での意見の反映状ないとしたの語を必要としたでの語のでは、なられているでは、ならいでは、ならのでは、ならいでは、ならのでは、ならいでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないいでは、ないでは、な	審かに消携で、上の道を詳名を周 どを管業 て定料参いの、判公 上性お を則 2 医角 を寄かに消携で、上の道を詳名を周 どを管業 て定料参いの、判公 上性お を則 2 医角 を寄かに消携で、上の道を詳名を周 どを管業 て定料参いの、判公 上世お を則 2 医角 を

	建議	建議の概要	主な成果
			おいて公表。 従来自由化部門が赤字の場合の み公表していた自由化部門及び規 制部門の部門別収支について、常 に公表するよう変更。 東京電力を除く各電力会社につ いて、2012年中に原価算定期間終 了後の事後評価を実施。法第 23 条に基づく変更命令の発動の要否 について判断ができるよう、基準 について現在検討中。
9	「地方消費者行政の持続的な展開とさらを選集についての建議」(2012年7月24日) 【提出先】・内閣府特命担当大臣(消費者)・総務大臣	(2013年1月を目途に、建議に対する実施状況等について内閣府特命担当大臣(消費者)及び総務大臣に対して報告を求めている。

	建議	建議の概要	 主な成果
		等を体系的に整備・更新し、自治体に提供すること 消費者教育推進法の国会審議等の動きを踏まえ、消費者教育・啓 発に係る自治体の取組に対する 支援を強化すること	
10	「「健康食品」の表示等の 在り方に関する建議」 (2013年1月29日) 【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・厚生労働大臣	に品イの用がをがに止)求、を置を 組統析の示、り適の力・証じド者 す考新、査審 費や性的 では おがら に いまで は に の の で に い で の と で に い で の と で に い で の と で で で で で で で で で で で で で で で で で	2013 年 7 月目途にフォローアップを行う予定。

	建議	浄镁の概 亜	 主な成果
	建 議	建議の概要	土は以来
		な啓発)	
11	「消費者事故未然防止のには議」(2013年2月12日) 【提出先】・内閣者)・経済産業大臣	事機報き制活関情にそ掲と請消情と報信を販し消生義施リ報検と「と者まっ携者対製の大田の一部のでは、「おいっとの多計にでは、「おいっとの多計にでは、「おいっとの多計にでは、「おいっとの多計にでは、「おいっとの多計にでは、「おいっとの多計にでは、「おいっとののでは、「おいっとののでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」とのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」とのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」とのでは、「ないのでは、「ないのでは、」とのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」とのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」とのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」というでは、「ないのでは、「ないでは、「ないのでは、「ないないでは、「ないないないのでは、「ないでは、」」」は、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、「ないでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、「ないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	2013 年 8 月を目途に、建議に対する実施状況等について内閣府特命担当大臣(消費者)及び経済産業大臣に対して報告を求めている。

2.提言(10件)

	・挺音(10 仟)		
	提言	提言の概要	主な成果
1	「未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)」 (2010年4月9日) 【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・内閣府特命担当大臣(金融) ・国家公安委員会委員長	被害教育とというでは、大きなのでは、大きないでは、大きなのでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、は、はいは、は、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、	無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売り付けを行った場合、売買契約の無効、無登録引上げ、売買契約の新設・罰則の引法の表差止命令内容を入び、裁判管轄の拡大等の改立に対しての、金融のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田
2	「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び 食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」 (2010年7月23日) 【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・厚生労働大臣 ・農林水産大臣	消費者安全法上の措置につ いて(安全法施行後に収集 を息事故に関する を息事故に関する はに関する はに関する はまな を含めた事実確認の はまな を含めた事実を がまる がまる がまる がまる がまる が での が での が での が での が で の が と 、 が と 、 が と 、 が と 、 が と 、 が と 、 が と 、 が と 、 が と 、 り に の 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り の 、 り の 、 り の 、 り の の と の 、 り の の と の の の と り の の と の と り の の の と の の の と の の の の	「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」でとりまとめた報告書(2010年12月22日)において、こんにゃく入りゼリーやそれに類する食品等について、重篤な窒息事故につながり得る食品等側のリスク要因を踏まえ、「窒息事故リスク低減の考え方の整理・参照指標」を提示。こんにゃく入りゼリー製造等事業者の製品改善等の取組状況について公表(2011年12月)。
3	「決済代行業者を経由した クレジットカード決済によ るインターネット取引の被 害対策に関する提言」 (2010年10月22日) 【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費 者) ・経済産業大臣	被害実例及び決済代行業者 の実態把握 より厳正な処分及び消費者へ の注意喚起 通信販売業者による決済代行 業者に係る表示の義務付け その他必要な制度改正に向け た検討(関連法令の見直しの 検討・海外の加盟店側カード 会社等の関係事業者間での紛 争処理のルールの見直しに関 する海外への働きかけ等)	決済代行業者を経由した出会い系サイトにおけるインターネット取引の実態調査、及びクレジットカードに係る決済代行業者を分析をした取引の苦情相談の内容分析を実施(2010年11~12月)。実態調査等の結果も踏まえ、「インターネット消費者取引研究会」取りまとめ(2011年3月)において、詐欺的なサイトへの厳格との連携強化、消費和大・警察との連携強化、消費制度の導入など、具体的な取組を提

示。2011年7月からは「インター

	提言	提言の概要	主な成果
			ネット消費者取引連絡会」を設置 し、インターネット取引をめぐる 最近の課題について関係行政機関 や事業者団体等で情報を共有して 対策を検討。
4	「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」 (2011年8月12日) 【提出先】 ・消費者庁長官	事状の はためるは、神経の では、 を が は からい は で が は からい は で が	消費者庁の食品表示一元化検討 会における、「一元化の検討にあわせて検討することとされている事項」として、本提言について記載。
5	「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」 (2011年8月26日) 【提出先】 ・消費者庁長官 ・法務大臣	早急に消費者契約法改正の検討作業に着手し、民法(債権関係)改正の検討作業と連携すること	消費者委員会内において、委員長のもと、消費者契約法に関する調査作業チームを設置し、消費者契約法改正作業に向けた論点整理を開始(2011年12月)。
6	「貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言」(2011年11月11日) 【提出先】・消費者庁長官・経済産業省商務情報政策局長・警察庁生活安全局長	貴金属等の訪問買取りに係る トラブルに対する法的措置に ついて、具体的な内容を迅速 に示すこと 特定商取引法の規制の枠外と されている「権利」について も見直しを行い、また、して も見直しを行い、また、して も見直している取引に関して、 「販売」や「役務の提供」と いう枠組みにとらわれずに迅 速な対応を行う体制の整備	消費者庁「貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間とりまとめ」において法的規制のあり方を示し、特定商取引法の改正によって対応する方針を提示(2011 年 12月)。 取引類型として「訪問購入」を追加し、クーリングオフ等の規程を盛り込んだ特定商取引法の一部改正法案が国会で成立(2012 年 8月)。

	提言	提言の概要	主な成果
7	「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」(2012年3月27日) 【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・経済産業大臣	特定商取引法等の執行の強化 割賦販売に対する適切な対応 業界団体を通じた販売方法の 適正化、品質の向上のための 取組 支援制度等に関する分かりや すい情報の提供	特定商取引法や景品表示法による行政処分等を行うとともに、ブロック会議等の場を通じて、厳正な法執行に取り組むよう都道府県等に対して要請。 一定の施工技術を確保するための業界横断的な研修・認定制度である「PV 施工技術者認定制度」の創設を支援。
8	違法ドラッグ対策に関する 提言 (2012 年 4 月 24 日) 【提出先】 ・厚生労働大臣	指定薬物への指定の迅速化 取締りの強化のための方策 取締当局との連携強化 実態把握と消費者への情報提 供・啓発の実施	指定薬物部会の開催頻度を上げ、 指定薬物への指定を迅速化(国内 では流通していないものを含む)。 「包括指定」について検討を進め、 合成カンナビノイドの1骨格を有 する物質群に対して導入する方針 を決定。 麻薬取締官による指定薬物の取 締り、薬事監視員等による指定薬 物の疑いがある物品の収去が可能 となるよう薬事法改正を検討。 関係省庁との連携強化による監 視指導の徹底。 消費者への啓発活動の強化。
9	医療機関債に関する消費者 問題についての提言 (2012年9月4日) 【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費 者) ・厚生労働大臣	医療機関債の発行実態等の把握 関係機関間の連携の推進 消費者保護の観点からのガイ ドラインの見直しの検討	適宜フォローアップを行う予定。
10	電気通信事業者の販売勧誘 方法の改善に関する提言 (2012 年 12 月 11 日) 【提出先】 ・総務大臣 ・内閣府特命担当大臣(消費 者)	業界団体による自主基準等の 遵守の徹底等による改善を促 すこと。 改善状況の検証を行い、2013 年3月末時点での状況につい て詳細がとりまり次等する こと。 同検証において、一定の改善 が見られない場合には、の で が見られない場合にならめ、 要な措置を検討し確実に実施 すること。	適宜フォローアップを行う予定。

3.意見等(25件)

	。总兄守(20 仟)	
	日付	タイトル
1	2009年12月14日	地方消費者行政の充実強化に向けて
2	2010年3月3日	消費者基本計画策定に向けての意見
3	2010年3月25日	消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点
4	2010年6月25日	消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点
5	2011年3月4日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
6	2011年3月11日	公益通報者保護制度の見直しについての意見
7	2011年6月10日	消費者基本計画の平成 22 年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直 しについての意見
8	2011年6月10日	消費者行政体制の一層の強化について - 「国民生活センターの在り方の見直し に係るタスクフォース」中間整理についての意見 -
9	2011年6月24日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
10	2011年8月12日	「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見
11	2011年8月12日	原料原産地表示拡大の進め方についての意見
12	2011年8月23日	「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理
13	2011年8月26日	集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見
14	2011年8月26日	個人情報保護制度について
15	2011年12月2日	「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ(座 長試案)についての意見
16	2012年2月14日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
17	2012年3月27日	消費者基本計画の平成 23 年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直 しに向けての意見
18	2012年5月10日	委員長声明 - 家庭用電気料金値上げに係る認可申請について -
19	2012年5月29日	消費者基本計画の改定素案(平成24年4月)等に対する意見
20	2012年6月5日	「健康食品の表示等の在り方」に関する考え方~健康食品の利用者アンケート の分析結果を踏まえて~
21	2012年6月12日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
22	2012年6月19日	東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現 時点の考え方
23	2012年7月13日	東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見
24	2012年12月25日	消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見
25	2013年2月26日	消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意 見
26	2013年3月19日	関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者 委員会の意見について